

入札公告

山梨県富士山五合目インフォメーションセンター運営協議会が発注する「令和5年度山梨県富士山五合目インフォメーションセンター外国人案内人業務委託」に係る契約は、一般競争入札により行うので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定を準用し、公告する。

令和5年4月5日

山梨県富士山五合目インフォメーションセンター運営協議会
会 長 笠井 利昭

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和5年度山梨県富士山五合目インフォメーションセンター外国人案内人業務委託

(2) 業務内容

来訪者及び通訳需要者に対して、通訳業務及び情報提供等のサービス提供業務等を行う

(3) 契約期間

契約の日から令和5年10月31日まで

(4) 業務実施期間

令和5年5月1日から令和5年10月31日まで

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(2) 山梨県に本店、支店又は営業所を有し、過去5年以内に観光案内所等における通訳案内業務を行った経験を有する者であること。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年3月8日山梨県告示第67号)に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申

立てをしていない、又はこれがないこと。

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

- (7) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (8) 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の規定による暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (10) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (11) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行する体制及び能力を有すること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1

山梨県観光文化・スポーツ部世界遺産富士山課内

山梨県富士山五合目インフォメーションセンター運営協議会

* 電話連絡の上、来所のこと(055-223-1521)

- (2) 入札説明書の交付期間

この公告の日から令和5年4月13日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、3(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札参加資格申請の受付期間、申請方法等

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和5年4月6日(木)から4月13日(木)までの間に(1)の場所に持参または郵送(書留郵便)し、この入札に参加する資格があることの確認を受けること。

提出期限 令和5年4月13日(木)午後5時(郵送の場合は同日正午までに必着)

結果の通知 令和5年4月17日(月)までに入札資格確認通知書をFAXで送信した後、原本を郵送

4 入札の日時及び場所

日時 令和5年4月20日(木) 午前11時00分

場所 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁 別館1階 観光文化・スポーツ部会議室

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、入札前に納付しなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する場合は、これを免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、委託料の100分の10以上とし、契約締結の際納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合は、これを免除する。

(4) 違約金の有無

有

(5) 前金払いの有無

有

(6) その他

詳細は、入札説明書による(入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格の要件となるため、3に定める期間及び場所において必ず直接交付を受けること。)